

平成 26 年 5 月 14 日

各 位

会社名 セイノーホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 田口 義隆  
(コード番号 9076 東証・名証 第1部)  
問合せ先 取締役 経理部・財務IR部担当 丸田 秀実  
(TEL. 0584-82-5023)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年5月14日開催の取締役会において、平成26年6月26日開催予定の第93回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

当社グループは、“物流を通じて、お客様に喜んでいただける最高のサービスを常に提供し、国家社会に貢献する”という「輸送立国」の使命のもと、平成26年度を初年度とする中期経営計画「JUMP UP 70 ～未来への変革～」(平成26年4月～平成29年3月)を策定し、平成28年11月の創立70周年に向かって、①磐石な事業基盤を維持・発展させ、事業領域を拡大し、②自律型成長企業・組織・人へと進化し、③お客様のビジネスパートナーとなり、お客様の繁栄に寄与する、という中期ビジョンを有しております。

中期経営計画の具体的な取組として、当社グループは、主力の輸送事業においては、輸送ネットワークの安定、ロジスティクス事業の拡大、国際化への対応を図り、また、自動車販売事業においては、更なる地域No.1への挑戦、関東圏における自動車整備ネットワークの拡充等の諸施策を実行してまいります。

今般の定款変更は、このような取組を実現するため、当社グループの使命に沿った中長期的な観点での経営判断を可能とする安定的な株主基盤を維持しつつ、資本政策における選択肢を充実させることを目的として、当社が新たな種類の株式(第1種優先株式、以下「本優先株式」)を発行することができるよう、現行定款第6条(発行可能株式総数)および現行定款第7条(単元株式数)の規定を変更するとともに、変更案第3章(第1種優先株式)の規定を新設するものであります。

本優先株式は、投資家の嗜好が多様化するなか、配当を重視する投資家に対しては本優先株式を、また、より議決権を重視する投資家に対しては普通株式をという形で、その嗜好に応じた投資機会の選択肢を提供するものであり、新たな投資ニーズの開拓により株主層を拡大できるものと考えております。

なお、現時点におきましては、本優先株式の具体的な発行計画はございません。本優先株式の発行を検討する場合には、流動性の観点から本優先株式が東証株価指数(TOPIX)に採用されることが前提となると考えております。

(注) 現時点におきましては、優先株式は東証株価指数(TOPIX)に採用されておられません。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

## 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成26年6月26日（木曜日）

定款変更の効力発生日 平成26年6月26日（木曜日）

以 上

<定款変更の内容>

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、<u>794,524,668</u> 株とする。</p>	<p>第 6 条 (発行可能株式総数・発行可能種類株式総数) 当社の発行可能株式総数は <u>794,524,668</u> 株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は <u>794,524,668</u> 株、<u>第 1 種優先株式の発行可能種類株式総数は 397,262,334 株</u>とする。</p>
<p>第 7 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、<u>1,000</u> 株とする。</p>	<p>第 7 条 (単元株式数) 普通株式の単元株式数は <u>1,000</u> 株とし、<u>第 1 種優先株式の単元株式数は 1,000 株</u>とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 3 章 第 1 種優先株式</u></p> <p><u>第 12 条 (第 1 種優先株主に対する剰余金の配当)</u>  <u>1. 当社は、毎事業年度の末日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者に対して剰余金の配当 (以下「期末配当」という。) をするときは、当該末日の最終の株主名簿に記載または記録されている第 1 種優先株式を有する株主 (以下「第 1 種優先株主」という。) または第 1 種優先株式の登録株式質権者 (以下「第 1 種優先登録株式質権者」という。) に対して、普通株式を有する株主 (以下「普通株主」という。) および普通株式の登録株式質権者 (以下「普通登録株式質権者」という。) に先立ち、第 1 種優先株式 1 株につき、第 1 種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める額の金銭 (ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度中に定められた基準日により第 1 種優先株主または第 1 種優先登録株式質権者に対して第 4 項に従い剰余金の配当を金銭にてしたときは、第 1 種優先株式 1 株につきした剰余金の配当の額を控除した額 (ただし、ゼロを下回る場合はゼロ) の金銭。以下「第 1 種優先配当金」という。) を支払う。</u>  <u>2. 当社は、期末配当をする場合であって、第 1 種優先配当金および次項に定める累積未払配当金が支払われた後に普通株主または普通登録株式質権者に対して普通株式 1 株につきする剰余金の配当の額に第 1 種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める比率 (100 パーセントを下限とし、120 パーセントを上限とする。)(以下「第 1 種優先株式配当率」という。) を乗じて得られる額が第 1 種優先配当金の額を超過するときは、第 1 種優先株主または第 1 種優先登録株式質権者に対して、普通株主および普通登録株式質権者と同順位にて、第 1 種優先株式 1 株につき、普通株主または普通登録株式質権者に対してする剰余金の配当と同一の種類で、かつ、当該超過する額 (小数部分が生じる場合、小数点以下を切り捨てる。) の剰余金の配当をする。</u>  <u>3. ある事業年度において第 1 種優先株主または第 1 種優先登録株式質権者に対して金銭にて支払う剰余金の配当の額が第 1 種優先配当金の額に達しないときは、その第 1 種優先株式 1 株あたりの不足額 (以下「累積未払配当金」という。) は翌事業年度以降に累積する。累積未払配当金については、第 1 項、前項および次項に定める剰余金の配当に先</u></p>

現行定款	変更案
	<p>立ち、第1種優先株式1株につき累積未払配当金の額に達するまで、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して金銭にて支払う。</p> <p>4.当会社は、剰余金の配当をするとき（期末配当をする場合を除く。）は、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して、普通株主および普通登録株式質権者と同順位にて、第1種優先株式1株につき、普通株主または普通登録株式質権者に対してする剰余金の配当と同一の種類で、かつ、普通株主または普通登録株式質権者に対して普通株式1株につきする剰余金の配当の額に第1種優先株式配当率を乗じて得られる額（小数部分が生じる場合、小数点以下を切り捨てる。）の剰余金の配当をする。</p>
(新設)	<p><u>第13条（第1種優先株主に対する残余財産の分配）</u></p> <p>1.当会社の残余財産を分配するときは、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、累積未払配当金を金銭にて支払う。</p> <p>2.当会社は、前項に基づく残余財産の分配をした後、さらに残余財産があるときは、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して、普通株主および普通登録株式質権者と同順位にて、第1種優先株式1株につき、普通株主または普通登録株式質権者に対して普通株式1株につきする残余財産の分配と同一の種類および額の残余財産の分配をする。</p>
(新設)	<p><u>第14条（議決権）</u></p> <p>第1種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第1種優先株主は、2事業年度連続して各事業年度中に定められた基準日より第1種優先配当金および累積未払配当金の全額を支払う旨の決議がなされないときは、当該2事業年度終了後最初に開催される定時株主総会より（ただし、第1種優先配当金および累積未払配当金の全額を支払う旨の議案が当該定時株主総会に提出され否決されたときは、当該定時株主総会の終結の時より）、第1種優先配当金および累積未払配当金の全額を支払う旨の決議がある時までの間、株主総会において議決権を行使することができる。</p>
(新設)	<p><u>第15条（種類株主総会の決議）</u></p> <p>1.当会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、第1種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p> <p>2.第20条の規定は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集される種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>3.第21条ないし第23条および第24条第1項の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>4.第24条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p>
(新設)	<p><u>第16条（普通株式を対価とする取得条項）</u></p> <p>1.当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合、当該各号に定める日（取締役会が、それ以前の日を定めたときは、その日）の到来をもって、その日に当会社が発行する第1種優先株式の全部（当会社が有する第1種優先株式を除く。）を取得し、第1種優先株式1株を取得するのと引換え</p>

現行定款	変更案
	<p>に、第1種優先株主に対して普通株式1株を交付する。</p> <p>(1) 当社が消滅会社となる合併、完全子会社となる株式交換または株式移転（他の株式会社と共同して株式移転をする場合に限る。）に係る議案が全ての当事会社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は取締役会）で承認された場合、当該合併、株式交換または株式移転の効力発生日の前日</p> <p>(2) 当社が発行する株式につき公開買付けが実施された結果、公開買付者の株券等所有割合が3分の2以上となった場合、当該株券等所有割合が記載された公開買付報告書が提出された日から90日目の日</p> <p>なお、本号において「公開買付け」とは金融商品取引法第27条の3第1項に定める公開買付けを、「株券等所有割合」とは金融商品取引法第27条の2第1項第1号に定める株券等所有割合を、「公開買付者」または「公開買付報告書」とは金融商品取引法第2章の2第1節に定める公開買付者または公開買付報告書をいう。</p> <p>2.当社は、第1種優先株式を上場している金融商品取引所が第1種優先株式を上場廃止とする旨を決定した場合には、取締役会が定める日の到来をもって、その日に当社が発行している第1種優先株式の全部（当社が有する第1種優先株式を除く。）を取得し、第1種優先株式1株を取得すると引換えに、第1種優先株主に対して普通株式1株を交付することができる。</p>
(新設)	<p>第17条（株式の分割、株式の併合等）</p> <p>1.当社は、株式の併合をするときは、普通株式および第1種優先株式ごとに同時に同一の割合とする。</p> <p>2.当社は、株式の分割または株式無償割当てをするときは、以下のいずれかの方法によりする。</p> <p>(1) 普通株式および第1種優先株式の双方について、株式の分割を、同時に同一の割合とする。</p> <p>(2) 普通株式または第1種優先株式のいずれかについて株式の分割をし、株式の分割をしない種類の株式を有する株主には株式の分割をする種類の株式を株式の分割と同時に同一の割合で割り当てる株式無償割当てをする。</p> <p>(3) 普通株主には普通株式の株式無償割当てを、第1種優先株主には第1種優先株式の株式無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合とする。</p> <p>3.当社は、当社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、第1種優先株主には第1種優先株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。</p> <p>4.当社は、当社の株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、第1種優先株主には第1種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。</p> <p>5.当社は、新株予約権無償割当てをするときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、第1種優先株主には第1種優先株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合とする。</p> <p>6.当社は、株式移転をするとき（他の株式会社と共同し</p>

現行定款	変更案
	<p>て株式移転をする場合を除く。)は、普通株主には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する普通株式と同種の株式を、第1種優先株主には第1種優先株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する第1種優先株式と同種の株式を、それぞれ同一の割合で交付する。</p> <p>7.当会社は、単元株式数について定款の変更をするときは、普通株式および第1種優先株式のそれぞれの単元株式数について同時に同一の割合とする。</p> <p>8.第1項から第6項までの規定に定めるときにおける第1種優先配当金および累積未払配当金の調整については、第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める方法による。</p> <p>9.第1項から第7項までの規定は、現に第1種優先株式を発行している場合に限り適用される。</p>
(新設)	<p><u>第18条 (その他の事項)</u></p> <p>当会社は、第12条から第17条に定めるほか、第1種優先株式に関する事項について、これを第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める。</p>
<p>第3章 株主総会 第12条～第17条の2 (省略)</p>	<p>第4章 株主総会 第19条～第24条の2 (現行どおり)</p>
<p>第4章 取締役および取締役会 第18条～第28条 (省略)</p>	<p>第5章 取締役および取締役会 第25条～第35条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 監査役および監査役会 第29条～第36条 (省略)</p>	<p>第6章 監査役および監査役会 第36条～第43条 (現行どおり)</p>
<p>第6章 計算 第37条～第40条 (省略)</p>	<p>第7章 計算 第44条～第47条 (現行どおり)</p>

以上